

議案第40号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～67 [略]		1～67 [略]	
68 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下「低炭素建築物新築等計画の認定申請」という。）に対する審査（次項から第70項までに規定する審査を除く。）	[略]	68 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下「低炭素建築物新築等計画の認定申請」という。）に対する審査（次項から第70項までに規定する審査を除く。）	[略]
(1) [略]	[略]	(1) [略]	[略]
(2) 住宅の用途を含む低炭素建築物の共用部分（当該住宅の用途に供する部分に限る。以下同じ。）		(2) 住宅の用途を含む低炭素建築物の共用部分（当該住宅の用途に供する部分に限る。以下同じ。）	
ア [略]	[略]	ア [略]	[略]
<u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</u>	<u>145,000円</u>		

<p>ウ 床面積の合計が<u>1, 000平方メートル</u>を超え2, 000平方メートル以下のもの</p> <p>エ [略] [略]</p> <p>オ [略] [略]</p> <p>カ [略] [略]</p> <p>キ [略] [略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>イ 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え2, 000平方メートル以下のもの</p> <p>ウ [略] [略]</p> <p>エ [略] [略]</p> <p>オ [略] [略]</p> <p>カ [略] [略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>
<p>(3) 前2号に掲げる部分以外の部分</p> <p>ア [略] [略]</p> <p>イ 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え1, 000平方メートル以下のもの</p> <p>ウ 床面積の合計が<u>1, 000平方メートル</u>を超え2, 000平方メートル以下のもの</p> <p>エ [略] [略]</p> <p>オ [略] [略]</p> <p>カ [略] [略]</p> <p>キ [略] [略]</p>	<p>[略]</p> <p><u>317, 000円</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>(3) 前2号に掲げる部分以外の部分</p> <p>ア [略] [略]</p> <p>イ 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え2, 000平方メートル以下のもの</p> <p>ウ [略] [略]</p> <p>エ [略] [略]</p> <p>オ [略] [略]</p> <p>カ [略] [略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>
<p>68の2 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。第73項から第75項まで、第77項、第79項、第80項及び備考第8項において「省令」という。）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の審査に限る。）</p> <p>(1) [略] [略]</p> <p>(2) 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え1, 000平方メートル以下のもの</p> <p>(3) 床面積の合計が<u>1, 000平方メートル</u>を超え2, 000平方メートル以下のもの</p> <p>(4) [略] [略]</p> <p>(5) [略] [略]</p> <p>(6) [略] [略]</p> <p>(7) [略] [略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p><u>118, 000円</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>68の2 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。第73項から第75項まで、第77項、第79項、第80項及び備考第8項において「省令」という。）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の審査に限る。）</p> <p>(1) [略] [略]</p> <p>(2) 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え2, 000平方メートル以下のもの</p> <p>(3) [略] [略]</p> <p>(4) [略] [略]</p> <p>(5) [略] [略]</p> <p>(6) [略] [略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>
<p>69 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（都</p>	<p>[略]</p>	<p>69 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（都</p>	<p>[略]</p>

市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。

-)
- (1) [略] [略]
- (2) 前号に掲げる部分以外の部分
- ア [略] [略]
- イ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 19,000円
- ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの [略]
- エ [略] [略]
- オ [略] [略]
- カ [略] [略]
- キ [略] [略]

70～72 [略]

- 73 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査
- (1) 省令第1条第1号イに定める基準に適合する同号に規定する建築物
- ア [略] [略]
- イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 334,000円
- ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの [略]
- エ [略] [略]
- オ [略] [略]
- カ [略] [略]
- キ [略] [略]
- (2) 省令第1条第1号ロに定める基準に適合する同号に規定する建築物
- ア [略] [略]

市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。

-)
- (1) [略] [略]
- (2) 前号に掲げる部分以外の部分
- ア [略] [略]
- イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの [略]
- ウ [略] [略]
- エ [略] [略]
- オ [略] [略]
- カ [略] [略]

70～72 [略]

- 73 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査
- (1) 省令第1条第1号イに定める基準に適合する同号に規定する建築物
- ア [略] [略]
- イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの [略]
- ウ [略] [略]
- エ [略] [略]
- オ [略] [略]
- カ [略] [略]
- (2) 省令第1条第1号ロに定める基準に適合する同号に規定する建築物
- ア [略] [略]

<p>イ <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u></p> <p>ウ <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u></p> <p>エ [略]</p> <p>オ [略]</p> <p>カ [略]</p> <p>キ [略]</p>	<p>130,000円</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>イ <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>オ [略]</p> <p>カ [略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>
<p>74 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</p> <p>(1) 省令第1条第1号イに定める基準に適合する同号に規定する建築物</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u></p> <p>ウ <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u></p> <p>エ [略]</p> <p>オ [略]</p> <p>カ [略]</p> <p>キ [略]</p> <p>(2) 省令第1条第1号ロに定める基準に適合する同号に規定する建築物</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u></p> <p>ウ <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u></p> <p>エ [略]</p> <p>オ [略]</p> <p>カ [略]</p> <p>キ [略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>167,000円</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>65,000円</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>74 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</p> <p>(1) 省令第1条第1号イに定める基準に適合する同号に規定する建築物</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>オ [略]</p> <p>カ [略]</p> <p>(2) 省令第1条第1号ロに定める基準に適合する同号に規定する建築物</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>オ [略]</p> <p>カ [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>75 建築物省エネ法第34条</p>	<p>[略]</p>	<p>75 建築物省エネ法第29条</p>	<p>[略]</p>

第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）

(1) 建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア・イ [略]

[略]

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

(イ) [略]

[略]

(ロ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

19,000円

(ハ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

[略]

(ニ) [略]

[略]

(ホ) [略]

[略]

(ヘ) [略]

[略]

(ニ) [略]

[略]

(2) [略]

[略]

(3) 第1号以外の場合で、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

ア [略]

[略]

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

334,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

[略]

エ [略]

[略]

オ [略]

[略]

カ [略]

[略]

キ [略]

[略]

(4) 第1号以外の場合で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

ア [略]

[略]

第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）

(1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア・イ [略]

[略]

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

(イ) [略]

[略]

(ロ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

[略]

(ハ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

[略]

(ニ) [略]

[略]

(ホ) [略]

[略]

(ヘ) [略]

[略]

(ニ) [略]

[略]

(2) [略]

[略]

(3) 第1号以外の場合で、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

ア [略]

[略]

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

[略]

ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

[略]

エ [略]

[略]

オ [略]

[略]

カ [略]

[略]

キ [略]

[略]

(4) 第1号以外の場合で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

ア [略]

[略]

<p>る非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p>	<p>[略]</p>	<p>る非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p>	<p>[略]</p>
<p>ア [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>ア [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>イ <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u></p>	<p>167,000円</p>	<p>イ <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u></p>	<p>[略]</p>
<p>ウ <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u></p>	<p>[略]</p>	<p>ウ [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>エ [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>エ [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>オ [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>オ [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>カ [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>カ [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>キ [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>キ [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>(4) 第1号以外の場合で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p>	<p>[略]</p>	<p>(4) 第1号以外の場合で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p>	<p>[略]</p>
<p>ア [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>ア [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>イ <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u></p>	<p>65,000円</p>	<p>イ <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u></p>	<p>[略]</p>
<p>ウ <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u></p>	<p>[略]</p>	<p>ウ [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>エ [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>エ [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>オ [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>オ [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>カ [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>カ [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>キ [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>キ [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>78 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査</p>	<p>[略]</p>	<p>78 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査</p>	<p>[略]</p>
<p>79 建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>[略]</p>	<p>79 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>[略]</p>
<p>(1) 建築物省エネ法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p>	<p>[略]</p>	<p>(1) 建築物省エネ法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p>	<p>[略]</p>
<p>ア・イ [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>ア・イ [略]</p>	<p>[略]</p>

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	
⑦ [略]	[略]	⑦ [略]	[略]
④ 床面積の合計が <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>19,000円</u>	④ 床面積の合計が <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	[略]
⑦ 床面積の合計が <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	[略]	⑦ 床面積の合計が <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	[略]
⑧ [略]	[略]	⑧ [略]	[略]
⑨ [略]	[略]	⑨ [略]	[略]
⑩ [略]	[略]	⑩ [略]	[略]
(2)・(3) [略]	[略]	(2)・(3) [略]	[略]
(4) 第1号以外の場合で、省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		(4) 第1号以外の場合で、省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	
ア [略]	[略]	ア [略]	[略]
イ 床面積の合計が <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>334,000円</u>	イ 床面積の合計が <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	[略]
ウ 床面積の合計が <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	[略]	ウ 床面積の合計が <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	[略]
エ [略]	[略]	エ [略]	[略]
オ [略]	[略]	オ [略]	[略]
カ [略]	[略]	カ [略]	[略]
キ [略]	[略]	キ [略]	[略]
(5) 第1号以外の場合で、省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		(5) 第1号以外の場合で、省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	
ア [略]	[略]	ア [略]	[略]
イ 床面積の合計が <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>130,000円</u>	イ 床面積の合計が <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	[略]
ウ 床面積の合計が <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	[略]	ウ 床面積の合計が <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	[略]
エ [略]	[略]	エ [略]	[略]
オ [略]	[略]	オ [略]	[略]

カ [略]	[略]	オ [略]	[略]
キ [略]	[略]	カ [略]	[略]
80 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付に対する手数料	[略]	80 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付に対する手数料	[略]
(1) 省令第1条第1号イに定める基準に適合する同号に規定する建築物	[略]	(1) 省令第1条第1号イに定める基準に適合する同号に規定する建築物	[略]
ア [略]	[略]	ア [略]	[略]
イ 床面積の合計が <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	167,000円	イ 床面積の合計が <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	[略]
ウ 床面積の合計が <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	[略]	ウ [略]	[略]
エ [略]	[略]	エ [略]	[略]
オ [略]	[略]	オ [略]	[略]
カ [略]	[略]	カ [略]	[略]
キ [略]	[略]	キ [略]	[略]
(2) 省令第1条第1号ロに定める基準に適合する同号に規定する建築物	[略]	(2) 省令第1条第1号ロに定める基準に適合する同号に規定する建築物	[略]
ア [略]	[略]	ア [略]	[略]
イ 床面積の合計が <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	65,000円	イ 床面積の合計が <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	[略]
ウ 床面積の合計が <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	[略]	ウ [略]	[略]
エ [略]	[略]	エ [略]	[略]
オ [略]	[略]	オ [略]	[略]
カ [略]	[略]	カ [略]	[略]
キ [略]	[略]	キ [略]	[略]
備考 [略]		備考 [略]	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市建築等関係事務手数料条例別表第68項から第69項まで、第73項から第75項まで、第77項、第79項及び第80項の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった事務に係る手数料について適用し、同日前に申請のあった事務に係る手数料については、なお従前の例による。